

# だい かい い まなぼう 第26回 e-ふらっとと学ぼう

～「<sup>しょうがいしゃさべつかいしょうぼう</sup>障害者差別解消法についてみんなで<sup>かんが</sup>考えよう!<sup>かり</sup>(仮)」～

にち じ へいせい ねん がつ にち ど よてい  
日 時:平成28年3月12日(土) 13:30～15:00(予定)

ば しょ い  
場 所:e-ふらっと

たい しょう えにわ く しょう かた  
対 象:患庭で暮らす障がいのある方

<sup>しえんしゃ かた さんか そうだん</sup>  
※支援者の方も参加できますのでご相談ください。



ない よう しょうがいしゃさべつかいしょうぼう べんきょうかい  
内 容:①障害者差別解消法についての勉強会。

②生活<sup>せいかつ</sup>していて自分<sup>じぶん</sup>が困<sup>こま</sup>ること、相手<sup>あいて</sup>に気<sup>き</sup>づかって欲<sup>ほ</sup>しいこと・わかっ  
てほしいことをみんな<sup>みな</sup>で話<sup>あ</sup>し合<sup>あ</sup>おう。

③e-ふらっとのことをみんな<sup>みな</sup>で考<sup>かんが</sup>えてみよう。

さんかひ むりょう  
参加費:無料です

みなさんは“障がいがある”ということで困ったり嫌な思いをしたことはありませんか？  
障がいのない人達と違う扱いを受けたり、自分の障がいに必要な工夫がされなかったり、自分の障  
がいについて分かってもらえなかったりすることは、『差別』されていたり、必要な『配慮』がさ  
れていない可能性があります。

障がいがあることでの差別をなくし、障がいがある人もない人も、一緒に地域で生活していくため  
に、『障害者差別解消法』という法律ができました。

今回のe-ふらっとと学ぼうでは、この法律について勉強し、障がいのある人もない人も、どうす  
れば生活しやすくなるのか、みんなで考えていきたいと思っています。

● 事前<sup>じぜん</sup>にお申し込み<sup>もうご</sup>ください。締め切り<sup>しきぎり</sup>は3月4日(金)<sup>かつにちきん</sup>です。

(裏面<sup>うらめん</sup>のFAX送信票<sup>そうしんひょう</sup>をご利用<sup>りよう</sup>ください。お電話<sup>でんわ</sup>でも受け付けております)

● そのほか、お問<sup>と</sup>い合<sup>あ</sup>わせは、e-ふらっとまで

お問<sup>と</sup>い合<sup>あ</sup>わせ先<sup>さき</sup>: 患庭市<sup>えにわし</sup>障<sup>しょう</sup>が<sup>ごう</sup>い<sup>ごう</sup>者<sup>だん</sup>総<sup>しえん</sup>合<sup>い</sup>相<sup>い</sup>談<sup>い</sup>支<sup>い</sup>援<sup>い</sup>セ<sup>い</sup>ン<sup>い</sup>ターe-ふらっと

でんわ  
電話 0123-33-8222